

Client Alert

15 August 2019

ロシア連邦反独占庁、医療機器カルテル参加者への刑事罰を公表

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



深澤 俊
アソシエイト
03 6271 9530
shun.fukazawa@bakermckenzie.com

ロシア連邦反独占庁（以下「FAS」）は、2019年7月31日、ロシアのサマラ地方裁判所において、サマラ州における医療機器カルテルに関与した企業の社員および政府職員に対し、刑事罰を科す判決が下されたことを公表した。

FASのプレスリリースによると、SMT社のCEOに3年半の懲役刑、同社副CEOに執行猶予付きの2年半の懲役刑、同社のエンジニア1名に執行猶予付きの2年の懲役刑、GE Healthcare社のロシア子会社の代表者に執行猶予付きの2年の懲役刑が科され、またサマラ州の元保健省副大臣に3年の懲役刑、同省の元医療機器調達部門長に執行猶予付きの2年半の懲役刑が科された。

2017年4月、サマラ州のFAS地方局は、同州の保健省が、SMT社およびGE Healthcare ロシアを含む5事業者と協調して、高価な医療機器の保守・修理契約に関する入札において、SMT社に落札させるために入札価格を操作することに合意したとして、SMT社およびGE Healthcare社を含む3社に対して、合計約3100万ルーブル（約5100万円）の課徴金を科した。同反競争的な合意の結果、SMT社は、州政府の医療施設との間で、総額7億6800万ルーブル（約12億6000万円）にのぼる23の契約を締結したことが認定された。2018年4月、本件入札談合に関与した個人に対する刑事手続が開始されていた。

ロシアの競争保護法のカルテル規制に違反した場合、行政上の制裁だけでなく刑事罰も科されることがある。行政上の制裁としては、事業者には、関連商品の収益もしくは購入費用の1~15%（入札談合の場合は入札開始価格の10~50%）に相当する金額の課徴金（全事業からの収益の4%が上限）が、事業者の役員には2万ルーブル以上5万ルーブル以下（約3万円~約8万円）の課徴金もしくは3年以下の資格停止処分が科される。

刑事罰としては、個人に対して30万ルーブル以上100万ルーブル以下（約50万円~170万円）もしくは1年以上5年以下分の当該個人の収入に相当する罰金、1年以上5年以下のコミュニティ・サービス（無報酬労働）、7年以下の懲役のいずれかが科され、3年以下の資格停止処分の併科もある。

刑事罰については、2017年に執行されたのは9件のみと、実際に科されることは稀であった。FAS高官は、今回の判決は、プーチン大統領が2018年の連邦議会で示した、経済的自由に反する犯罪および反競争的行為に対する刑法の厳格な適用を推進する動きに応じた成果であると述べている。今後も、カルテルに関与した個人の刑事責任を厳格に追及するロシア政府の方針は続くと思われる。企業としては、当該方針を踏まえた上で、適時に正確な情報収集を行い、コンプライアンスを徹底することが求められる。